

日本人及び日系企業の安全の確保等を求める意見書

日本政府による沖縄県の尖閣諸島の国有化に抗議する中国での反日デモが、かつてない規模にエスカレートした。

北京では日本大使館が投石され、地方都市では日系企業の工場や店舗に対する放火や破壊、略奪まで行われたほか、デモの現場ではないものの日本人が暴行された例もあり、安全確保のため、一部の工場や店舗が休業し、従業員や家族に不要不急の外出を控えるよう求めたり、駐在員と家族の一時帰国に踏み切る企業も出たとのことである。

さらに、各地で日本の国旗が燃やされるなどしており、また、先には、北京市内で丹羽宇一郎駐中国大使が乗った公用車が襲われ、公用車に掲げられていた日本国旗が奪われるといった看過できない事件も起きている。

これらの事件の背景には、尖閣諸島問題をめぐって中国当局が容認している反日感情の高まりがあるが、放火や略奪、暴行は当然ながら犯罪であり、愛国的行為は罪に問われないとする「愛国無罪」のスローガンの下、愛国や反日を口実にした破壊行為は容認できるものではない。

このように現地の日本人の安全が危ぶまれる中、日本人や日系企業に被害が相次いだことについて日本政府が中国政府に抗議し、安全確保を求めたのは当然であり、今後も現地の日本人の保護に全力を尽くすことが求められている。

よって、国におかれては、現地の日本人の生命、身体及び財産並びに日系企業の財産を守るための方策に万全を期されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

中小企業の成長に資する施策の充実を求める意見書

中小企業は、地域の経済や雇用の要として大きな役割を果たしているが、現在、円高やデフレが長引いている上、安定的な電力供給が不安視されるなど厳しい経営環境の中で、優れた潜在力を持ちながらも、苦しい経営を余儀なくされている。

本格的な経済成長を図るためには、雇用の大多数を支え、日本経済の礎となっている中小企業の活性化を図る視点が重要であり、国は、中小企業が潜在力を十分に発揮し、果敢に挑戦できるよう、あらゆる政策手段を総動員すべきである。

よって、国におかれては、中小企業の役割の重要性を踏まえ、その成長に資する施策の充実のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業に取り組もうとする中小企業を支援するために、経営支援の強化など中小企業の成長支援策を拡充すること。
- 2 地域の中小企業の雇用や仕事を増やし、内需を創出する活性化策として、老朽化した社会インフラの修繕、補強など必要な公共事業に対し、一定期間、集中的な投資を行うこと。
- 3 電力の安定的な確保に向け、自家発電設備、蓄電設備及び省エネルギー機器の導入、LED等高効率照明への買換え等を促進するための支援措置を拡充すること。
- 4 中小企業の将来性と事業の継続性を確保するために学生や若者の雇用マッチング事業を地域単位で強化するなど、優秀な若い人材の確保のための対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 宛て  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

脱法ハーブに対する早急な規制強化を求める意見書

近年、薬事法で製造や輸入、販売が規制されている指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜ、「お香」、「アロマ」などと称したいわゆる脱法ハーブが出回っており、これを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。

また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせるなど、第三者に被害を与える事件も起きている。

このような状況の中、脱法ハーブをめぐるのは、化学構造を少し変化させることで法規制を擦り抜け、指定薬物として指定されれば再び化学構造を少し変化させて流通させるということが繰り返されており、法規制が追いついていないのが実態である。

しかしながら、脱法ハーブは、覚醒剤、麻薬等の乱用への入り口になることが危惧されており、青少年による薬物乱用を防ぐためにも、早急な規制強化は、喫緊の課題である。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる包括指定を早急に導入すること。
- 2 現在、指定薬物を取締りの対象としていない麻薬取締官や麻薬取締員に、指定薬物の取締権限を付与するなど法整備の強化を図ること。
- 3 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物乱用防止教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣

意見書案第23号

李明博韓国大統領の言動に抗議し、対韓国外交の見直しを求める意見書案  
の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提  
出いたします。

平成24年9月28日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 松 川 正二郎

## 李明博韓国大統領の言動に抗議し、対韓国外交の見直しを求める意見書

韓国の李明博大統領は、日本政府の再三の中止要請を無視し、韓国歴代大統領として初めて今年8月10日に島根県の竹島に不法上陸した。

このような行為は、日本政府と国民の努力により築き上げられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであり、日本政府は、この事態を深刻に受け止め、韓国政府に対し、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、厳然たる措置を講じなければならない。

また、李大統領は、同月14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心からの謝罪をする必要がある」と述べたが、本来、天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、自ら両陛下に招請した経緯がある。

したがって、今回、天皇陛下の謝罪がなければ「訪韓の必要がない」などと発言したことは、極めて礼を失するものであり、李大統領の一連の言動を看過することはできない。

よって、国におかれては、竹島問題に関して、韓国の行動に歯止めをかけるために、国際司法裁判所への提訴にとどまらず、あらゆる対応策を検討し、対韓国外交の総合的見直しを進められるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
外務大臣  
財務大臣

意見書案第 2 4 号

香港民間団体による領海への侵入及び尖閣諸島への不法上陸に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

川崎市議会議長 大 島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅 野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 松 川 正二郎

## 香港民間団体による領海への侵入及び尖閣諸島への不法上陸に関する意見書

今年8月15日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船が我が国の領海に侵入し、乗組員の一部が尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。

今回の不法上陸に関しては、事前に予告があったにもかかわらず、みすみす不法上陸させることとなった。

また、海上保安庁の艦船に対してれんが等を投げ付けるなど、明らかに他に罪を犯した嫌疑があると考えられるにもかかわらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し、強制送還としたが、政府は、国益を損なうことのないよう厳然とした措置を講じるべきである。

よって、国におかれては、日本の国家主権を断固として守るために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 今後、同様の事案があった場合には、我が国の法令を厳正に適用すること。
- 2 中国に対し、断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。
- 3 尖閣諸島及びその海域の警備態勢を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携及び装備・人員の拡充を急ぐこと。
- 4 施設の整備などを通じて尖閣諸島周辺の海の有効活用を図ること。
- 5 尖閣諸島は、歴史的にも国際法の上でも我が国固有の領土であり、領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 宛て  
法務大臣  
外務大臣  
国土交通大臣  
防衛大臣

意見書案第 25 号

県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直しに関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 24 年 9 月 28 日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	竹 間 幸 一
	〃	市 古 映 美
	〃	石 川 建 二
	〃	宮 原 春 夫
	〃	石 田 和 子
	〃	斉 藤 隆 司
	〃	佐 野 仁 昭
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	大 庭 裕 子
	〃	猪 股 美 恵

## 県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直しに関する意見書

神奈川県緊急財政対策本部調査会は、今年9月21日、県民利用施設、県営住宅などの県有施設は市町村への移譲も含めて原則全廃の視点で見直し、補助金は市町村向けのものも含めて全て一時凍結の上、抜本的に見直すべきといった内容を盛り込んだ県への提言となる最終意見をまとめ、知事に提出した。

見直しの対象となる県民利用施設及び出先機関については、川崎市内では、県立川崎図書館、県立東高根森林公園、3つの県税事務所、パスポートセンターなどが対象となっている。

また、県営住宅については、民間賃貸住宅の借り上げ方式や家賃補助方式などに転換し、県が保有する必要性が低下した住宅は積極的に廃止するとしているが、川崎市内には県営住宅が約4,000戸も存在している。

さらに、見直しの対象となっている県からの補助金には、本市に対するものとして、今年度予算で、小児医療費助成事業補助金にあつては約6.2億円、重度障害者医療費給付補助事業補助金にあつては約6.3億円の補助金などが含まれている。

最終意見では、県有施設の機能の維持や、市町村への補助金の見直しにおける市町村との十分な調整に言及してはいるものの、これらの県有施設の廃止・移譲や補助金の削減・廃止・凍結が行われるようなことがあれば、本市の市民生活・福祉施策・行財政に計り知れない影響をもたらすことになる。

よって、県におかれては、県有施設の廃止・移譲、県から市町村への補助金等の削減・廃止・凍結などの見直しを行なわれぬよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て